

気象要件等による岩美町立小・中学校における臨時休業のガイドライン

(R5.8.15 改定)

岩美町教育委員会

1 ねらい

児童生徒の安全確保に資するために、本町における気象要件等による臨時休業のガイドラインを定める。

2 気象要件による臨時休業の判断について

(1) だれが決めるのか

非常変災による学校の臨時休業については、校長の判断となる。休業する場合、校長は教育委員会へ報告義務がある。(学校教育法施行規則第 63 条 町小中学校管理規則 8 条)

(2) どう決めるのか

できるだけ町内の学校で統一した対応を行うため、校長会、教育委員会で協議して決定する。ただし、学校により異なる対応もある。

(※令和 2 年 1 2 月 大雪のため日交バスと JR が運休のため、中学校のみ休業)

(3) どうなったら臨時休業となるのか(別紙一覧表参照)

朝 5 時 5 0 分の段階で別紙のとおり(紫、赤)の警報を基準とする。

①特別警報の場合

②台風接近に伴う警報のうち「大雨警報(土砂災害・浸水害)」「洪水警報」「暴風警報」

③警報の種類・有無にかかわらず、校区内に「避難指示(警戒レベル 4)」「緊急安全確保(警戒レベル 5)」が発せられた場合。

(4) 上記以外の警報は状況を協議して臨時休業を検討する。

※ 判断が難しい場合は「自宅待機」をお願いする場合がある。

その後の判断により、始業時間変更、休校等の連絡をする。

※ 登校時に、急な暴風雨・雪、通学路の浸水、雷の発生などにより、登校が危険と感じられる場合は、保護者の判断で登校時間を遅らせることができる。この場合、遅刻の扱いにはしない。なお、保護者はその旨を学校に連絡する。

3 地震・津波の場合

(1) 震度 6 弱の場合、大津波警報の場合は臨時休業とする。

(2) ただし、震度 5 強以下の場合、及び津波警報の場合は状況を確認後、臨時休業の可否を検討する。

4 保護者への連絡方法について

- (1) 文書をもって周知する。
- (2) 文書が間に合わない場合はマチコミメールを活用する。ただし、未加入者への連絡は電話で行う。

5 下校方法

- (1) 気象状況を勘案し「引き渡し」を基本とする。
- (2) 集団下校の場合は教職員が引率する。
- (3) スクールバスは教職員が同乗する。

※ 登下校中の安全確保（身の守り方）について、家庭でも話し合ってみてください。